

第 4 部 資料

第4部 資料

目次

第2部 関係資料

第2次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画	82
田辺市グリーン購入基本方針	84
騒音に係る特定施設の排出基準等	85
振動に係る特定施設の排出基準等	86
特定建設作業に係る排出基準等	87
飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準	88
田辺市環境美化条例	88
田辺市環境美化連絡協議会規約	90
田辺市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	90

第3部 関係資料

田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	92
田辺市資源ごみ集団回収奨励金交付要綱	96
田辺市生ごみ処理機購入補助金交付要綱	97
田辺市ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度実施要綱	97

平成24年2月策定

第1章 概要

1 はじめに

私たちの今日の生活は、エネルギー資源の消費により成りたっており、これにより私たちは便利で快適な生活を営んできたと言える。一方で、石炭や石油といった化石燃料の大量消費による温室効果ガスの排出は地球温暖化という問題を引き起こし、平均気温の上昇をはじめ、海面上昇、異常気象の増加、食糧不足など、私たちの生活に大きな影響を及ぼすと言われている。

こうしたことから、我が国では平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、国、地方公共団体、企業（事業者）、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むこととなり、本市でも平成18年度において平成22年度までを計画期間とした「温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画」を策定し、地球温暖化問題に対して取り組んできたところである。

そうしたなか、本市では温室効果ガス排出抑制等のため、基本的に取り組むべき環境にやさしい行動計画として、冷暖房機などで使用される電気をはじめ、化石燃料や用紙類における使用量削減など具体的な取組内容を定め、職員の意識高揚を図るとともに本計画の取組を定着させてきたところである。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災発生以降、原子力発電所の稼働停止等により、安定的な電力供給が見込めない状況が続いたことから、電力の使用量削減については、より一層取組の強化を図ってきたが、今後の電力需給状況等によっては引き続き取り組む必要がある。

こうした背景のもと、本市ではまちづくりの基本指針である総合計画に位置付けされた「環境にやさしいまちづくり」の取組の一環として、今後とも率先して地球温暖化問題に対する行動計画を推進するため、先の平成18年度～22年度までの5カ年の実績等を踏まえ、このたび第2次温室効果ガス排出抑制等田辺市実行計画（以下「実行計画」という。）を新たに策定したものである。

2 計画の目的

市が事業者、消費者として、環境保全に向けた行動を自ら率先し積極的に実行することにより、環境への負荷を低減するとともに市民、事業者の環境保全に配慮した自主的な取組を促進することを目的とする。

3 計画期間

計画期間は平成23年度から平成27年度までの5カ年とし、この間の実績や技術的状況等をふまえ、適宜見直しを行う。

4 計画の適用範囲

市長部局
水道部
消防本部
教育委員会
選挙管理委員会
議会事務局
農業委員会事務局
監査委員事務局

第2章 現況（省略 P 7 に関係資料掲載）

1 取組の内容

本計画を実行するに際し、基本的に取り組むべき目標を下記に示す。

- (1) 電気使用量の削減
- (2) 節水の推進及びガス使用量の削減
- (3) 化石燃料使用量等の削減
- (4) 用紙類使用量の削減
- (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進
- (6) グリーン購入の推進
- (7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
- (8) 自然環境の保全
- (9) 環境に関する研修

環境にやさしい行動計画として、具体的に取り組む内容について定め、取組状況等を毎年点検分析することにより本計画の着実な進行を図る。

2 具体的な取組

- (1) 電気使用量の削減
 - ① 冷暖房使用時は、室内温度を冷房時28度以上、暖房時19度以下とする。
 - ② エアコンフィルターの清掃を徹底する。
 - ③ 冷暖房使用時の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
 - ④ ウォーム・ビズ、クール・ビズに積極的に取り組む。
 - ⑤ 「節電」の貼り紙をし、電力消費の削減を励行する。
 - ⑥ 一時的に使用する部屋の消灯と昼休みにおける窓口業務以外の消灯を励行する。
 - ⑦ 照明器具等の使用は勤務時間内であっても必要最小限のものとし、残業時においては特にその徹底に努める。
 - ⑧ 蛍光灯管数等の減灯に努める。
 - ⑨ 昼休みにおける使用しないOA機器等の電源を切る。また、退庁時のOA機器の電源オフを徹底する。
 - ⑩ 電気ポット等消費電力の大きなものは節電の徹底を図る。
 - ⑪ 基本的に個人用の冷暖房機器の使用を禁止する。
 - ⑫ エアコン、照明器具及びコピー機等のOA機器の更新時には省エネルギー（省CO2）型の機器の購入を優先する（LED化等）。
 - ⑬ 長期間使用しない電気機器のコンセントを抜き、待機電力の消費を抑制する。
 - ⑭ 事務改善による定時退庁を推進する。特にノー残業デーの徹底を図る。
 - ⑮ 上下階の移動は階段を利用し、エレベーターの運行を削減する。
- (2) 節水の推進及びガス使用量の削減
 - ① 節水の徹底を職員に啓発する。
 - ② 水利用施設の新設、更新時は節水型設備を優先して導入する。
 - ③ ガス器具（給湯器、コンロ等）は適正利用し、特に給湯器の種火は付けたままにしない。
- (3) 化石燃料使用量等の削減
 - ① アイドリングストップ、急発進・急加速をしない運転を励行する。
 - ② 公用車の整備及び維持管理（適正なタイヤ空気圧等）を徹底し、適正な運行を図る。

- ③ 公用車更新時は低燃費型車両及び必要最低限の大きさの車両を導入すると共に、クリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入を検討する。
 - ④ 近隣地への移動は徒歩、自転車及び単車を利用する。
 - ⑤ 自動車通勤の職員に対し「相乗り通勤」の実行を啓発する。
 - ⑥ 公用車使用時は可能な限りカーエアコンの使用を控える。
 - ⑦ 施設等における燃料（灯油・A重油等）使用量の削減を図る。
- (4) 用紙類使用量の削減
- ① 両面コピーを徹底し、部数の多い場合は印刷機を使用する。
 - ② 会議資料等は必要部数を精査し用紙使用量を削減する。
 - ③ コピー、印刷をするときは内容を確認し、ミスプリントの発生をなくす。
 - ④ コピー、印刷をするときは可能な限り1枚の用紙に複数ページを印刷（N-UP機能等）する。
 - ⑤ A3判印刷等を削減し、コピー印刷の際は可能な限り縮小印刷を行う。
 - ⑥ パソコンから印刷する際には、印刷プレビューを活用し無駄な用紙の印刷をなくす。
 - ⑦ ミスプリント用紙をメモ用紙に利用するなど有効利用を図る。
 - ⑧ 不必要なFAX送付状は省略する。
 - ⑨ 庁内ネットワークを活用することで文書の電子化を図り、ペーパーレスを推進する。
 - ⑩ 会議では、封筒を使用しないように努める。
 - ⑪ 使用済み封筒は、再利用するよう努める。
- (5) 廃棄物の減量とリサイクルの推進
- ① 紙類ごみの分別を徹底しリサイクルを推進する。
 - ② シュレッダーの使用は機密文書に限定し、必要最小限とする。
 - ③ ごみ減量のため使い捨て商品等の購入を抑えると共に、資源ごみやペットボトル等の分別を徹底しリサイクルを推進する。
 - ④ コピー機、プリンター等の使用済みトナーカートリッジは再生使用を行う。
 - ⑤ 各課で不要となった備品等の有効利用のため、グループウェアの庁内掲示板等を活用する。
- (6) グリーン購入の推進
- ① 事務用品及び単価契約物品等は「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たすものの購入を促進する。
 - ② 事務用紙、紙製品及び印刷物等については基本的に再生紙とする。
 - ③ 保管している事務用品は定期的に点検し、有効活用を図る。
- (7) 環境に配慮した建設工事等の推進と施設の適正管理
- ① 建設重機等から発生する騒音・振動・大気汚染を可能な限り抑制する。
 - ② 建設副産物の再利用を促進する。
 - ③ 工事条件等を配慮し、再生材料の使用や建設廃材の抑制を促進する。
 - ④ 工事に伴う濁水流出の軽減を図る。
 - ⑤ マニフェスト管理の徹底と適正処理の確認を図る。
- ⑥ 公共事業に関しては「田辺市グリーン購入基本方針」の判断基準を満たす資材等の使用に努める。
 - ⑦ 公共施設の新規建設、改築等については新エネルギーの導入を促進すると共に省エネルギー（省CO2）、省資源等環境に配慮した設計を行う。
 - ⑧ 二酸化炭素排出の少ない高効率給湯器（CO2冷媒ヒートポンプ方式等）及び省エネルギー型空調設備（氷蓄熱式空調システム等）の導入に努める。
- (8) 自然環境の保全
- ① 環境に配慮した緑化の計画的な推進や、植え込み等の適正な管理を図る。
 - ② 施設等の整備に当たっては、大気環境の確保、水域等の生態系の確保、景観保全、歴史文化的環境の配慮に努め地域周辺の自然環境との調和を図る。
- (9) 環境に関する研修
- ① 職員の環境保全の意識向上を図るため環境研修の充実を図る。
 - ② 環境保全の意識向上啓発を図るため、環境に関する情報の提供を図る。
- 3 計画の実施、点検について
- 本計画を効果的に実施するため、必要な役割、責任を定め職員に周知する。
- (1) 実施体制
- ① 実行計画推進委員会
 - 本計画を効果的に推進するため、田辺市実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。
 - 推進委員会は、別紙の委員をもって組織する。
 - 委員会の委員長は副市長が務める。
 - ② 実行計画推進管理者
 - 本計画を円滑に実行するため、実行計画推進管理者（以下「推進管理者」という。）を設置する。
 - 推進管理者は市民環境部長とする。
 - ③ 実行計画推進責任者
 - 各課に実行計画推進責任者（以下「責任者」という。）を置く。
 - 推進責任者は、各課等における課長相当職にある者とする。
 - 責任者は、課内において本計画の推進が図られるよう推進員に助言、指導を行う。
 - 責任者は、推進管理者が実施する調査に協力する。
 - 責任者は、実行計画関係文書を所属職員に周知し、保管する。
 - ④ 実行計画推進員
 - 各課に実行計画推進員（以下「推進員」という。）を置く。
 - 推進員は、各課等における係長相当職にある者1名とし、各係において係長相当職の者がいない場合は所属する課等の課長相当職の者が、推進責任者及び推進員を兼務することとする。
 - 推進員は、課内において本計画の推進が図られるよう所属職員に助言、指導を行う。

- ⑤ 事務局
 - 推進管理者の補助機関として環境課に事務局を置く。
 - 事務局は、目標の素案及び修正案を作成し、推進管理者に提出する。
 - 事務局は、推進管理者の指示を推進員に伝達する。

(2) 点検

- ① 推進員は、課内における実施状況を月ごとに取りまとめ、事務局に報告する。
- ② 推進委員会は、本計画に沿った行動が継続的に行なわれているか、取り組み状況を定期的に把握する。

- (3) 公表

本計画の取組結果については、公表し、啓発に努める。
- (4) 見直し

推進委員会は、内部監査、技術の進歩等を踏まえ、取組内容等について、所要の修正を加えるなど見直しを行う。

田辺市グリーン購入基本方針

平成 17 年 5 月 1 日策定

1 目的

この方針は、製品の購入及び印刷物の発注並びにこれらの物品の使用及び廃棄に際して、田辺市が環境上配慮すべき事項を定め、市民及び事業者に率先して、価格や品質だけでなく環境への負荷ができる限り少ない物品の導入並びに適切な物品の使用及び廃棄を推進し、もって地球及び地域環境への負荷の低減に資することを目的とする。

2 定義

- (1) グリーン購入：製品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける場合に、価格、品質、利便性、デザインだけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に選択することをいう。
- (2) 環境物品：この基本方針において「環境への負荷ができる限り少ない物品（以下「環境物品」という。）」とは、その物品の資源採取から製造、流通、使用、廃棄、リサイクル等の物品ライフサイクル全体を通して与える環境への負荷が、他の物品と比べて低いものをいう。
- (3) 環境物品調達品目：市が重点的にグリーン購入を推進する環境物品等の種類
- (4) 判断基準：環境物品調達品目について、調達するための基準を定めたもの
- (5) 配慮事項：(3)の判断基準とはしないが、環境物品等を調達するにあたって、さらに配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）。

3 適用範囲

- (1) 市長部局
- (2) 水道部
- (3) 消防本部
- (4) 教育委員会
- (5) 選挙管理委員会
- (6) 監査委員会事務局
- (7) 議会事務局
- (8) 農業委員会事務局

4 基本原則

- (1) 各課室等において、物品の購入、廃棄等を行う場合には、環境への負荷が少ないものを優先的に選択し低減に努めることとする。
- (2) 物品等の調達総量をできるだけ削減する。特に、グリーン購入を推進することによって物品等の調達量が増加しないようにする。
- (3) 業務に使用するうえで必要のない機能、品質及び利便性を有する物品等を調達しないようにする。
- (4) 環境物品の調達にあたっては、できる限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減を考慮したものを選択する。
- (5) 環境物品等の機能、効果が生かせるよう長期使用や分別廃棄などを徹底し、環境負荷の低減が確実に行われるようにする。
- (6) 各課室等は、保管する在庫品の圧縮と適正管理を徹底する。

5 対象範囲

グリーン購入に重点的に取り組む対象は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 紙類 | ⑪ 消火器 |
| ② 文具類 | ⑫ 制服・作業服 |
| ③ オフィス家具等 | ⑬ インテリア・寝装寝具 |
| ④ OA機器 | ⑭ 作業手袋 |
| ⑤ 移動電話 | ⑮ その他繊維製品 |
| ⑥ 家電製品 | ⑯ 設備 |
| ⑦ エアコンディショナー等 | ⑰ 防災備蓄用品 |
| ⑧ 温水器等 | ⑱ 公共工事 |
| ⑨ 照明 | ⑲ 役務 |
| ⑩ 自動車等 | ⑳ その他市で購入するもの |

6 環境物品の選定

- (1) 物品等の調達が容易であり、かつ、価格面においても著しく割高とならないもの。
- (2) (1)以外で、環境への負荷等を削減するうえで特に調達すべきもの。
- (3) 環境物品調達品目は、毎年度環境省が発表する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずるものとする。

7 判断基準と配慮事項

判断基準、配慮事項は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずるものとする。

8 物品調達の原則

- (1) 環境物品調達品目に該当する物品等を調達しようとするときは、判断基準を満たす環境物品等の中から調達する。また、配慮事項を満たしているかどうかも考慮する。
- (2) 環境物品調達品目に該当する物品の調達に当たって、基準を満たす環境物品が調達できないときは、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものを調達する。
- (3) 環境物品調達品目に該当しない品目についても、できる限り環境物品等を調達する。
この場合、第三者機関の認定する環境ラベル製品又はこれと同等のものがある場合は、これらの製品等を優先して調達するものとする。

- (4) 環境物品調達品目以外の環境物品等を調達しようとする場合に、経費が著しく割高となるときは、環境物品等でないものを購入することができる。

9 情報の提供

- (1) 環境課は、グリーン購入を推進するうえで必要な情報を関係者に提供するものとする。
- (2) グリーン購入の取組を普及するため、市民及び事業者が環境への負荷ができる限り少ない製品に関する情報の提供に努める。

10 その他

この基本方針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

騒音に係る特定施設の排出基準等

騒音規制法に基づく地域の指定及び規制基準

騒音指定地域

区域の区分			
第一種区域	第二種区域	第三種区域	第四種区域
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

備考 この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた地域をいう。

特定工場等*において発生する騒音の規制基準

	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後8時	午後8時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第一種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第二種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第三種区域	60dB	65dB	60dB	55dB
第四種区域	65dB	70dB	65dB	60dB

*特定工場等…特定施設を設置する工場・事業場

備考

- 1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。

- 2 第二種区域、第三種区域又は第四種区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院および同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）題 2 条題 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

和歌山県公害防止条例に基づく排出基準

騒音に係る排出基準

	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時～ 午前8時	午前8時～ 午後8時	午後8時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第1種区域	45dB	50dB	45dB	40dB
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB
第3種区域	60dB	65dB	60dB	55dB
第4種区域	65dB	70dB	65dB	60dB
第5種区域	55dB	65dB	55dB	45dB

備考

- 1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校
 - (2) 保育所
 - (3) 病院及び診療所
 - (4) 図書館
 - (5) 特別養護老人ホーム
 - (6) 幼保連携型認定こども園

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域及び第5種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

- (1) 第1種区域 第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域
- (2) 第2種区域 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに騒音規制法第3条第1項の規定に基づく指定地域の存する市町村の地域のうち、当該指定地域以外の区域

(3) 第3種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

(4) 第4種区域 工業地域及び工業専用地域

(5) 第5種区域 前各号に規定する区域以外の区域。ただし、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の区域については、他の区域について定められている排出基準を適用することができる。

振動に係る特定施設の排出基準等

振動規制法に基づく地域の指定及び規制基準

振動指定地域

区域の区分	
第一種区域	第二種区域
第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
第一種中高層住居専用地域	商業地域
第二種中高層住居専用地域	準工業地域
第一種住居地域	工業地域
準住居地域	

(備考)

この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた区域をいう。

特定工場等*において発生する振動の規制基準

	昼間	夜間
	午前8時～午後8時	午後8時～翌日午前8時
第一種区域	60dB	55dB
第二種区域	65dB	60dB

(備考)

1 測定点は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。

2 この表において、第一種区域（夜間を除く。）又は第二種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院および同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）題2条題7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、本表の規定にかかわらず本表の値からそれぞれ5デシベルを減じた値とする。

*特定工場等…特定施設を設置する工場・事業場

和歌山県公害防止条例に基づく排出基準

	昼間	夜間
	午前8時～午後8時	午後8時～翌日午前8時
第1類区域	60dB	55dB
第2類区域	65dB	60dB

備考

1 次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の時間の区分及び区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じた値とする。ただし、第1類区域の夜間を除く。

- (1) 学校
- (2) 保育所
- (3) 病院及び診療所
- (4) 図書館
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 幼保連携型認定こども園

2 第1類区域及び第2類区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。

(1) 第1類区域 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域。ただし、用途地域の定めのない地域のうち、知事が関係市町村長の意見を聴いて告示で定める特定の地域については、第2類区域について定められている排出基準を適用することができる。

(2) 第2類区域 上記以外の地域

特定建設作業に係る排出基準等

和歌山県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の基準

- 1 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の騒音が、午後7時から翌日の午前7時までの時間（以下この号においてこの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法（昭和27年法律第180号）第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法（昭和35年法律第105）第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- 3 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

和歌山県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の基準

- 1 特定建設作業の振動が特定建設作業の場所の敷地の境界線において75 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 特定建設作業の振動が、午後7時から翌日の午前7時までの時間（以下この号においてこの時間を「夜間」という。）において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該特定建設作業を行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る振動は、

4 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

5 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則（昭和40年通商産業省令第51号）第1条第2項第1号に規定する変電所の変電の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合並びに道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

この限りでない。

3 特定建設作業の振動が当該特定建設作業の場所において1日10時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

4 特定建設作業の振動が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して6日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合及び人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

5 特定建設作業の振動が日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合、鉄道又は軌道の正常な運行を確保するために特に当該特定建設作業

を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、電気事業法施行規則第1条第2項第1号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であって当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合、道路法第34条の規定に基づき道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合、道路交通法第77条第3項の規定に基づき道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件を付された場

合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきとされた場合における当該特定建設作業に係る振動は、この限りでない。

飲食店営業等の規制に係る区域の区分及び規制基準

指定区域の区分及び規制基準

対象区域		規制基準
第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	40dB
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	45dB
第三種区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	55dB
第四種区域	工業地域	60dB
第五種区域	前各号に規定する区域以外の区域	45dB

(注) 第二種区域、第三種区域及び第四種区域に所在する病院、診療所(患者の収容施設の有るもの)、特別養護老人ホーム、または幼保連携型認定こども園の周囲50m以内の営業所については基準から5デシベル減じた値となる。

深夜営業に係る指定区域及び指定音響機器

対象区域		音響機器の種類
第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケ装置(伴奏音楽等を収録した録音テープ等を再生し、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう) ・電気蓄音機(ジュークボックスを含む) ・録音テープ再生装置 ・楽器 ・拡声装置(有線放送受信装置を含む)
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	
第三種区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	
第四種区域	工業地域	

田辺市環境美化条例

平成17年5月1日
条例第113号

(目的)

第1条 この条例は、市、市民等、事業者及び土地所有者等が一体となって、本市における生活環境美化の促進を図るための必要な事項を定めることにより、清潔で美しいまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う、又は行おうとするすべての者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 空き缶等のごみ 空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙く

ずその他散乱性の高い廃棄物をいう。

- (5) 回収容器 空き缶等のごみを回収するための容器をいう。
- (6) 自動車等 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (7) 放置自動車等 正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に相当の期間にわたり放置されている自動車等で、規則で定めるところにより認定されたものをいう。
- (8) 空き地 現に人が使用していない土地(のり面を含む。以下同じ。)又は人が使用していても使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するための必要な施策(以下単に「施策」という。)を総合的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、土地所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請することができる。

2 市は、良好な生活環境を保全するために、生活環境美化に関する情報の発信並びに活動の支援及び育成に努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、常に地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、自ら発生させた空き缶等のごみを回収容器に収納し、又は持ち帰る等自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 市民等は、自らの身近な地域における生活環境美化に関する活動に積極的に参加するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺において生活環境美化に関する活動を積極的に推進するとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

2 自動販売機により飲食料を販売する事業者は、その販売によって生ずる空き缶等のごみが投棄されないように、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その土地が周辺的生活環境を損なわないように生活環境美化のため必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(環境美化の日)

第7条 市長は、生活環境美化の促進について市民等、事業者及び土地所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

(投げ捨て等の禁止)

第8条 市民等及び事業者は、空き缶等のごみを投げ捨て、自動車等を放置し、又は自転車を乗り捨ててはならない。

(空き地の管理)

第9条 空き地の土地所有者等は、その空き地に繁茂する雑草、枯草又は投棄された廃棄物等を除去するとともに、周辺的生活環境を損なわないようその空き地の適正な管理に努めなければならない。

(広告看板の管理)

第10条 広告看板を設置しようとする者は、和歌山県屋外広告物条例(昭和59年和歌山県条例第10号)の許可を受けるとともに、当該広告看板が周辺の景観及び交通の安全等を損なうことのないよう配慮し、これを適正に管理しなければならない。

(立入調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等のごみが散乱し、又は自動車等が放置されている場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第12条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、第8条の規定に違反し、空き缶等のごみを投げ捨てた者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該空き缶等のごみを撤去するよう勧告することができる。

2 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、自動車等を放置自動車等と認定したときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるとともに、その所有者又は使用者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該放置自動車等を撤去するよう勧告することができる。

3 市長は、第5条第2項の規定に違反する事業者に対しては、期限を定めて、回収容器を設置し、又はその管理を適正に行うよう勧告することができる。

4 市長は、第9条又は第10条の規定に違反する土地所有者等又は広告看板の設置者に対しては、必要な指導又は勧告をすることができる。

(命令及び公表)

第13条 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うよう命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨をその者の氏名とともに公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、弁明の機会を付与するものとする。

(処分)

第14条 市長は、第11条第1項の規定による調査の結果、放置自動車等の所有者又は使用者(次条第2項までにおいて「所有者等」という。)が判明せず、前2条の規定による勧告及び命令の措置をとることができない場合は、規則で定める撤去の告知を行った後、当該放置自動車等を処分することができる。

2 市長は、前項の規定による処分を行おうとする場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより、関係者の意見を聴いた上、当該処分を行う旨を告示するものとする。

(代執行及び費用の徴収)

第15条 市長は、第13条第1項の規定による命令を受けた者が放置自動車等を期限内に撤去しない場合は、当該放置自動車等を処分し、その費用を当該所有者等から徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の規定による処分を行った後に、所有者等が判明したときは、その者から当該処分に要した費用を徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、空き地の土地所有者等が第13条第1項の規定による命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、当該空き地の雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該土地所有者等から徴収することができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田辺市環境美化条例(平成13年田辺市条例第26号)又は中辺路町放置自動車の防止及び適正な処理に関する条例(平成9年中辺路町条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

田辺市環境美化連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、田辺市環境美化連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、環境に関する団体が連携及び協力し、各種の啓発事業及び実践活動を展開することにより、良好な環境の実現に寄与し、環境保全の意識高揚を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する住民への啓発事業及び実践活動
- (2) 環境に関する研修事業
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる協議会からそれぞれ選任された委員をもって組織する。

- (1) 田辺市環境美化連絡協議会田辺支部 17名以内
- (2) 田辺市環境美化連絡協議会龍神支部 4名以内
- (3) 田辺市環境美化連絡協議会中辺路支部 4名以内
- (4) 田辺市環境美化連絡協議会大塔支部 4名以内
- (5) 田辺市環境美化連絡協議会本宮支部 4名以内

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 5名
- 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において委員の中から選任する。

- 2 任期途中において会長、副会長又は監事に欠員を生じた場合は、役員会において後任の会長、副会長又は監事を選任することができる。
- 3 理事が委員でなくなったときは退任したものとみなし、その後任の委員が理事となる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、協議会の円滑な運営を図るため、会務の事項を処理する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員任期等)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会長、副会長又は監事は、委員でなくなった場合又は任期が満了した場合においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行うものとする。

(総会及び役員会)

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、毎年度1回開催するものとする。ただし、役員会において必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 4 役員会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要に応じて開催する。
- 5 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(総会の審議事項)

第10条 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定改廃に関すること。
- (2) 予算及び事業計画に関すること。
- (3) 決算及び事業報告に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に係る特に重要な事項に関すること。

(役員会の審議事項)

第11条 役員会は、総会の審議事項のほか、協議会の運営に係る重要な事項を審議する。

(表決)

第12条 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表彰)

第13条 協議会は、地域の環境美化推進に貢献のあった個人又は団体を表彰することができる。

- 2 前項の表彰に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、市の補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 協議会の事務局は、環境部内に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会に諮って会長が定める。

附則

この規約は、平成18年7月3日から施行する。

附則

この規約は、平成25年7月31日から施行する。

田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

平成17年5月1日要綱第25号
改正 平成19年3月30日要綱第4号
平成20年3月31日要綱第4号
平成27年9月28日要綱第4号
平成28年3月31日要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田辺市補助金等交付規則（平成17年田辺市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「浄化槽」とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する浄化槽のうち、生物化学的酸素要求量（以下この条において「BOD」という。）の除去率が90%以上、放流水のBODが20mg/l（日間平均値）以下の性能を有するものをいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、本市の行政区域とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第5条第1項第5号に規定する予定処理区域（同法第4条第1項の規定により国土交通大臣又は知事の認可を受けた同項の事業計画において定められたものに限る。）

- (2) 集落排水事業の実施地区又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた地区
- (3) コミュニティプラント、小規模集合排水処理施設整備事業その他の排水処理施設整備事業の実施区域又はおおむね5年以内にその供用開始が確実に見込まれると市長が認めた区域

(補助対象となる浄化槽)

第4条 補助金の交付対象となる浄化槽は、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。厚生省生活衛生局水道環境部浄化槽対策室長通知）に適合する浄化槽であって、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会（以下「全国浄化槽協議会」という。）に登録されたものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象地域内において、次に掲げる建物に処理対象人員が50人以下の浄化槽を設置しようとする者とする。

- (1) 住宅（専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。）
- (2) 飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物
- (3) 町内会館その他これに類すると市長が認める建物

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請又は法第5条第1項の規定による届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で所有者の承諾が得られないもの
- (3) 販売の目的で浄化槽付きの住宅を建築する者
- (4) 市町村税を滞納している者

(補助)

第6条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の額は、別表のとおりとし、浄化槽の設置に要する費用に相当する額を限度とする。

3 浄化槽の設置に伴い、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽（以下「既存単独処理浄化槽」という。）の撤去が必要な場合は、当該撤去に要する費用に相当する額（90千円を限度とする。）を前項に規定する補助金の額に加算する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 和歌山県浄化槽取扱要綱（平成13年3月13日制定。以下「県浄化槽要綱」という。）の規定により保健所長に提出した浄化槽設置計画書又は浄化槽設置届出書の受理書（補助金申請用）
- (2) 浄化槽工事見積書（浄化槽の設置費用及び既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に要する費用が確認できるもの）
- (3) 全国浄化槽協議会の登録証
- (4) 登録浄化槽管理票（C票）
- (5) 小規模合併処理浄化槽施工技術者特別講習会修了書又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士免状の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(遅延等の報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業が予定の工事期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、当該補助対象年度の2月10日までに市長に報告して、その指示を受けなければならない。（実績報告）

第9条 規則第11条に規定する補助事業実績報告書は、補助金に係る事業の完了後1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 県浄化槽要綱の規定により保健所長に提出し受理された浄化槽設置完了届（補助金申請用）
- (2) 浄化槽工事自主検査チェック票
- (3) 工事写真（カラーコピー可）
- (4) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (5) 法第11条の規定による水質検査（第11条において「11条検査」という。）の依頼書の写し
- (6) 浄化槽工事又は浄化槽工事を含む請負工事のために補助事業者が支払った額に係る領収書（浄化槽の設置費用及び既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に要する費用が確認できるもの）の写し。ただし、工期の都合上等により領収書の写しを添付できない事情がある場合には、補助事業者宛ての請求書の写し及び補助事業者の浄化槽設置工事費支払確約書を添付するものとする。
- (7) 全国浄化槽協議会の保証登録証
- (8) 既存単独処理浄化槽の撤去を伴う場合は、当該撤去に係る工事写真（着工前並びに清掃、撤去及び処分の実施が写真により確認できるもの）、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し及び当該既存単独処理浄化槽に係る浄化槽使用廃止届出書の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(設置工事の確認)

第10条 市長は、補助金に係る事業を適正に執行させるため、浄化槽の設置工事の状況をその施工現場において確認するものとする。

(補助事業者の責務)

第11条 補助事業者は、県浄化槽要綱の定めるところにより法に基づく保守点検及び清掃を定期的に実施し、常にその機能が良好な状態で保持できるよう維持管理しなければならない。

2 補助事業者は、浄化槽の使用開始後3月を経過した日から5月以内に法第7条の規定による水質検査（次項において「7条検査」という。）を受けるとともに、その後1年に1回、11条検査を受けなければならない。

3 補助事業者は、次に掲げる結果を市長に報告しなければならない。この場合において、第2号及び第3号に規定する結果については、当該浄化槽を使用する間、これを報告しなければならない。

- (1) 7条検査の結果
- (2) 法第10条第1項の規定による保守点検及び清掃の結果
- (3) 11条検査の結果（報告等）

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金に係る事業の実施状況又は浄化槽の管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による調査又は報告の求めに対して協力しなければならない。

(排水処理施設への接続義務)

第13条 補助事業者は、当該地域において公共下水道の整備がなされたときは、その施設に接続しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成17年5月1日から施行する。
- この要綱の施行日の前日までに、合併前の田辺市浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱(平成14年7月18日制定田辺市要綱)又は本宮町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年本宮町告示第10号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月30日要綱第4号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日要綱第4号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月28日要綱第4号)

この要綱は、平成27年9月28日から施行する。

附 則(平成28年3月31日要綱第1号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

備考 環境に配慮した浄化槽とは、窒素又は磷除去型浄化槽、再生素材を利用して製作された浄化槽その他市長が認めた浄化槽をいう。

人槽区分	補助区分			
	(1)住宅(専ら自らの住居の用に供する建物又は延べ床面積のおおむね2分の1以上を自らの住居の用に供する建物をいう。)		(3)町内会館その他これに類すると市長が認める建物	
	(2)飲食店その他排水の状況がこれに類すると市長が認める建物			
	補助金額			
	従来型浄化槽	環境に配慮した浄化槽	従来型浄化槽	環境浄化槽
5人槽	342千円	390千円	342千円	390千円
6人槽	414千円	462千円	414千円	462千円
7人槽				
8人槽	537千円	585千円	537千円	585千円
10人槽				
11人槽	588千円	636千円	939千円	987千円
12人槽	627千円	675千円		
13人槽	666千円	714千円		
14人槽	705千円	753千円		
15人槽	744千円	792千円		
16人槽	783千円	831千円		
17人槽	822千円	870千円		
18人槽	861千円	909千円		
19人槽	900千円	948千円		
20人槽	939千円	987千円		
21人槽	999千円	1,047千円	1,566千円	1,614千円
22人槽	1,062千円	1,110千円		
23人槽	1,125千円	1,173千円		
24人槽	1,188千円	1,236千円		
25人槽	1,251千円	1,299千円		
26人槽	1,314千円	1,362千円		
27人槽	1,377千円	1,425千円		
28人槽	1,440千円	1,488千円		
29人槽	1,503千円	1,551千円		
30人槽				
31人槽以上	1,566千円	1,614千円	2,058千円	2,106千円
50人槽以下				

田辺市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- 改正 平成17年5月1日条例第108号
 平成18年3月31日条例第19号
 平成21年7月10日条例第26号
 平成22年3月31日条例第5号
 平成23年3月31日条例第5号
 平成23年12月28日条例第23号
 平成25年3月29日条例第14号
 平成25年12月27日条例第72号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。

- この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 家庭ごみ 一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。

(2) 事業系ごみ 家庭ごみ以外の一般廃棄物をいう。(市民の責務)

第3条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を適正に分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、過剰な包装を自粛し、廃棄物の排出の抑制に配慮した適正な包装の推進が図られるよう努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等の選択ができるように努めるとともに、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。